

東日本大震災等の災害復旧事業は平成25年度をもって終了します

はじめに

平成23年3月11日発生「東日本大震災」及び平成23年9月21日発生「台風15号」により、当町の農地及び農業施設等は甚大な被害を受けました。災害発生以降の早期復旧に向け、計画的に復旧事業に取り組んでまいりました。事業実施の際は、交通規制・作付け制限等、農家及び関係者の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしました。

又受益者による応急工事・自主復旧及び資材提供による協働事業等更には、現地案内・立ち会い等のご協力に改めて感謝申し上げます。皆様のご協力により、1/20現在、進捗率約95%、ほぼ計画どおり事業を実施することができました。現在、一部の地区を除き年度内完了に向け、復旧工事を鋭意施工中であります。今後も復旧事業の推進に、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

復旧経過(写真)



■大池(ため池) 復旧前



復旧後

■国神地内(田んぼ) 復旧前



復旧後



復旧後

事業概要(平成23年3月～平成26年3月) H26.1.20現在

事業区分	災害名	地区数	事業費	比率
補助事業	東日本大震災(H23.3.11)	101地区	約5.8億	58%
	台風15号(H23.9.21)	94地区	約2.5億	25%
	小計	195地区	約8.3億	83%
単独事業	地震+台風	330地区	約1.7億	17%
合計		525地区	約10億	100%

※補助事業 国庫補助率 農地-94.2% 施設-98.2%

■本郷町地内(水路) 復旧前



白河税務署からのお知らせ

申告書作成・提出会場のお知らせ

白河税務署では、申告書の作成及び提出会場を下記の場所で開催します。

【申告書作成会場】 白河市産業プラザ人材育成センター2階講堂(旧:白河地域職業訓練センター)
白河市中田140(税務署隣り)

【開設期間】 平成26年2月10日(月)～平成26年3月17日(月)

【開設時間】 午前9時～午後4時

(注)①土・日・祝日は開催していません。

②会場では、「手引き」や「パソコン」を利用して、ご自分で申告書などの書類を作成していただいています。

東日本大震災で被害を受けられた方へ

次に該当する方などの住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の軽減等を受けられる場合がございますので、お早目のご相談とお手続きをお願いします。

- ・雑損控除の申告のお手続きがお済みでない方
- ・雑損控除の申告がお済みの方で、平成24年分の所得金額から引ききれない損失(繰越損失)があった方

パソコンで確定申告 ～国税庁ホームページからe-Tax～

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax(国税電子申告・納税システム)へ送信できます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでもe-Taxを利用可能です。(ただし、メンテナンス時間を除きます。)

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



～所得税及び復興特別所得税の確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット～

- ①自宅からネットで申告
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。
- ②添付書類の提出省略
確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)
- ③還付がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。(自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。)
- ④24時間いつでも利用可能
所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。(ただし、メンテナンス時間を除きます。)

インフルエンザ等への対応について

インフルエンザ等への対応として、申告会場では職員がマスクを着用して執務する場合がありますので、ご理解をお願いいたします。ご来場される際は、感染予防のご協力をお願いいたします。

なお、申告書は、郵便・信書便またはe-Taxによっても提出可能です。

〒961-8611 白河市中田5-1)

(22)7111(自動音声案内で2番を選択してください)

※東日本大震災及び台風15号災に伴う農業施設等の災害復旧事業は、本年度(H26年3月末)で事業完了となります。つきましては、町又は施工業者から施工時期等の連絡が無い被災箇所については、2月末までに産業振興課農地災害係までお問い合わせ願います。

産業振興課 農地災害係 ☎(42)2115